

虐待防止・身体拘束等適正化委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人土佐厚生会（以下「本会」という。）が設置経営する施設又は事業所において、本会の職員が施設又は事業所を利用する障害者及び高齢者（以下「利用者」という。）等に対する虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この会の名称は、虐待防止・身体拘束等適正化委員会（以下「委員会」という。）という。

(委員会の設置)

第3条 委員会は、原則、各福祉ゾーンにそれぞれに設置するものとする。ただし、施設・事業所が離れた場所にある等、委員会の運営に支障がある場合は施設・事業所に設置することができる。

(委員)

第4条 委員長は、施設長、所長又は管理者とする。

2 委員は、委員長が指名した各職種の職員とする。

3 委員会は、必要に応じ委員などが招集するものとする。

4 事案により他の会議と一体的に行う場合や、必要に応じて関係者を加えることができる。

(委員会の業務)

第5条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止対策・身体拘束等の適正化に対する具体的な取り組みと解決
- (2) 施設等において虐待行為及び身体拘束等があった場合の調査、審議、報告
- (3) 虐待防止及び身体拘束等適正化に関する職員研修の実施
- (4) 利用者やその家族と職員の相互理解を深める啓発活動の実施
- (5) その他成年後見制度の活用についての活動

(報告)

第6条 前条第2号の報告は、業務執行理事会に行うものとする。

(その他)

第7条 委員会の運営方法等については、各委員会それぞれにおいて定めることとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日 一部改正